

清須市学校給食センター設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、清須市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 清須市立学校の学校給食を実施するため、その調理等の業務を一括処理する施設として、給食センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 清須市学校給食センター
- (2) 位置 清須市一場弓町 173 番地 1

(給食の対象)

第4条 給食センターは、清須市立学校の幼児、児童及び生徒（以下「幼児等」という。）を対象として給食を実施する。ただし、清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条の規定に定めるところにより、給食センターは、清須市保育園に入所している者を対象とした給食を実施することができる。

(管理)

第5条 給食センターは、給食センター管理事務所が管理する。

(職員)

第6条 給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

(給食費)

第7条 給食に要する経費のうち、材料費実費（以下「給食費」という。）は、幼児等の保護者（以下「保護者」という。）の負担とする。

- 2 教育委員会は、給食費の督促を受けた保護者が、督促に係る期限を経過した後においても正当な理由がなく滞納しているときは、その当該幼児等の給食を停止する

ことができる。

(運営委員会)

第8条 給食センターの運営に関する重要事項を調査審議するため、清須市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員25人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校の長の代表者

(2) P T Aの代表者

(3) 学校の給食主任の代表者

(4) 清須市保育園保護者会連絡協議会の代表者

(5) 関係行政機関の代表者

(6) 学識経験者

4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。